

05.12

出願人が死亡した場合の取扱い

査定の謄本、その他の通知書を出願人に送付したところ「受取人死亡」の理由により、その郵便物が特許庁に返送された場合には、その出願書類に表示されている住所又は居所の区、市、町又は村長宛に当該出願人の戸籍謄本の送付方を依頼し、相続人が判明したときは、相続人に特許法第23条第1項^{*1}の規定により受継を命ずる。

ただし、相続人が不明な場合には、当該出願について民法第958条において規定する6月間（相続人である旨の申出期間）の相続人捜索の公告をする。

なお、相続人からの申出がない場合は、特許法第76条^{*2}の規定を類推解釈により特許を受ける権利の消滅として取り扱い、出願を取り下げたものとみなし、爾後の処理をすることとする。

（改訂平成23・11）

*1 特23条1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項（商附則23条において準用）において準用

*2 特76条：実26条、意36条、商35条において準用